

消費者教育推進地区便り



高部地区版 第3号 2018. 1



戸別訪問にご理解、
ご協力をお願いします。

高部地区の皆様こんにちは！
静岡市市民局生活安心安全課
消費生活センターです。

11月从高部地区内の各自治会を、順番に戸別訪問させて頂いています。

訪問日は事前に回覧板などでお知らせしますが、自治会ごとランダムに20世帯前後を2~3日かけて訪問させて頂きます。自治会館などの駐車場に車を止めさせて頂くなど、ご迷惑をおかけする場合もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

訪問した際には、皆様の消費者被害の体験をお聞きするとともに、今、静岡市で多く発生している悪質商法への対処法や、注意点などをお話したり、啓発資料を配付したりしています。

ご対応頂きました皆様、お忙しい中、お時間を頂きありがとうございました。

これから訪問する自治会の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様から聞き取った声をご紹介します。



友達に誘われて、近くの商業施設で行われていた電気治療器の無料体験に行った。業者は周りの人に聞こえるように、何回か体験に通っていると思われる人と、「膝が良くなったでしょ」「ああ良くなった」といったやりとりをしていた。「髪の毛も黒くなってきたね」などとも言っていたが、それはありえないと思った。

何かの利用料金を支払うように書かれたハガキが来たことがある。何のことかよくわからなかったのでインターネットで調べたら、「詐欺に注意するように」という注意喚起が出ていた。

空き店舗だった場所で自然食品を販売していた。最初は100円とか300円の手ごろな価格のものを販売し、だんだんと値段が高いものを販売していた。5,000円位の青汁を買う人が大勢いた。

フェイスブックで募集していた料理教室のようなパーティーに、会費を払い参加したが、浄水器の販売が目的のようだった。自分を買わなかったが、その浄水器は他のところではもっと安く販売されていた。フェイスブックなどのSNSを使ったパーティー形式の販売方法には注意が必要だと思った。

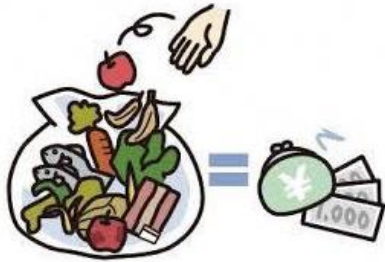
体験談をうのみし
ないようにしましょう。

ハガキやメールによる
架空請求の相談が、
数多く寄せられていま
す。身に覚えがない
請求は、**支払う前に
消費生活センターに
ご相談ください。**

周りの雰囲気につられ
て、高価なものを購入し
てしまったというSF商法
の被害の相談が寄せら
れています。

SNSを利用した悪質商
法も増えています。
気をつけましょう。

食品ロスを減らしましょう



本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」が日本では年間632万トンにも上ります。国民一人当たり毎日およそ茶碗1杯分のご飯を捨てている計算になります。

日本人は、多くの食品を輸入しているにも関わらず、毎日大量の食品を捨てているのです。

日本の食品ロスは世界全体の食糧援助量の約2倍にもなっています。食べ物をもっと無駄なく、大切に消費していく必要があります。

《食品ロスの削減の工夫》

○食品の買い方の見直し

- ・値段が安いからといって買いすぎない。
- ・買い物の前には食品の在庫を確認し、必要な物だけを買うようにする。



買いすぎに注意!

○料理の仕方の工夫・見直し

- ・料理を作りすぎない。
- ・食材を使い切る。
- ・野菜の皮や肉の脂身などを過剰に取りすぎない。
- ・残った食材は別の料理に活用する。



○外食での食べ残しを防ぐ

- ・料理を注文する際にボリュームを確認し、食べきれないと思ったら量を減らせるか聞いてみる。
- ・残さず食べる。食べきれなかったら持ち帰れるか聞いてみる。

○「消費期限」と「賞味期限」の違いを理解

- ・消費期限・・・品質の劣化が早い食品に表示されている「食べても安全な期限」日付を守って食べることをお勧めします。
- ・賞味期限・・・品質の劣化が比較的遅い食品に表示されている「おいしく食べられる期限」それを超えてもすぐに食べられなくなるわけではなく、食べられるかどうかは、見た目や臭いなどで個別に判断しましょう。

- 30・10(さんまる・いちまる)運動・・・宴会の開始後30分と終了前の10分に食事を楽しむ時間を設定し食べきりましょう。

残さず食べて、ごちそうさま!



消費者力を つけましょう

「名義を貸して」「代わりに申し込んで」は詐欺
です！ 違法行為に注意！

「ノルマ達成のため協力してほしい。携帯電話の契約の名義人になってくれればお礼をする。携帯電話はすぐに解約するから問題ない。」

「施設に入る権利をゆずってほしい。申込書に署名し代わりに申し込んでほしい。」



消費者庁イラスト使用

おいしい儲け話や人助けのような話をされ、「迷惑はかけないから」と言われると「名義くらいなら・・・」と、名義貸しを行ってしまうかもしれません。でも、実際には謝礼金はもらえず、携帯電話は解約されずに違法な転売業者に売られて犯罪に使われ、携帯電話代金の請求だけが残ってしまったという事例があります。また、名義を貸したことを理由に脅され、お金を請求されたという相談も寄せられています。

名義を貸すことは、利用規約違反になります。クレジットカードなどをカードの名義人以外が使うことも名義貸しになります。名義貸しにはリスクしかありません。身内などから頼まれた場合でもきっぱり断りましょう。

❀ 《くらしの安全》 ❀ 電気ケトルに注意！！

お湯を沸かす電気ケトルなどで乳幼児が火傷などをする事故が相次いで発生しています。電気ケトルのコードに子どもが足を引っ掛けて転倒し、その上に倒れた電気ケトルの湯がこぼれ火傷をしたという事故が発生しています。また、ケトルの表面が熱くなる構造のものもあり、触って火傷をすることもあります。

火傷は、2歳以下では重症化する傾向があります。倒れてもお湯がこぼれにくい電気ケトルや熱が表面に伝わりにくい構造の電気ケトルも発売されています。子どもの手が届かないところで使用することはもちろんですが、事故を防ぐには安全対策がされた製品を選ぶことも1つの方法です。



消費者庁イラスト使用

電話をきっかけとしたトラブルに注意！

電話でのこんな言葉に注意しましょう！！

送り付け商法

「ご注文いただいた商品を送ります」

買え買え詐欺

「パンフレットは届いていませんか」
「選ばれた人しか買えません」

光回線

「通信料が安くなります」

利殖商法

「必ずもうかります」
「元本保証します」



トラブルに、あわないために・・・

- ◇知らない番号の電話には出ない。留守番電話機能などを利用する。
- ◇個人情報を探り出すような業者の質問には答えない。（「声が若いですね、おいくつですか」など）
- ◇業者の説明をうのみにしない。
- ◇話をその場で決めてしまわない。いったん電話を切って誰かに相談する。
- ◇関係ないと思えば手短かに電話を切る。しつこい電話勧誘はきっぱり断る。

トラブルなどになり困ったら消費生活センターに相談しましょう。

あなたの情報が消費者被害の拡大をふせぎます！



発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、054-221-1056 まで
(専門の相談員による相談時間：平日 9時～16時)

くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054 まで